

別表四 「所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、損益計算書に掲げた当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

(注) 沖縄の認定法人の所得の特別控除など特殊な事項のない法人については、この明細書について「簡易様式」を作成してありますから、ご利用ください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「総額①」	損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうち前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「社外流出③」	「配当」の欄は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第5号《利益積立金額》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額並びに当期に生じた同項第7号及び第8号に掲げる金額の合計額を記載します。	当期が平成18年5月1日以後最初に終了する事業年度である場合には、前期の利益又は剰余金の処分による社外流出の金額（連結子法人が支払う利益の配当の額を除きます。）を含めないで記載します。
「当期利益又は当期欠損の額 1」の「留保②」	「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）2」	別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の法人税額の合計額を記載します。	(1) その記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 (注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のよう
「損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税 3」	別表五(二)の「6」、「7」、「中間9」及び「計16」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した道府県民税利子割額 4」	別表五(二)の「利子割8」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した納税充当金 5」	別表五(二)の「損金の額に算入した納税充当金 32」の金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税 6」	別表五(二)の「加算税及び加算金 25」から「過怠税 28」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		に処理します。 イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。 ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 27」の「減②」に同額を記載します。 (2) 別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「役員給与の損金不算入額 8」	法第 34 条《役員給与の損金不算入》の規定により役員に対して支給する給与のうち損金に算入されない額及び別表十四 (一) の「損金不算入額 37」の金額の合計額を記載してください。	令第 72 条の 2 第 9 項に規定する基準期間がない特殊支配同族会社にあつては、この欄を記載する前に、別表四の「加算」の各欄のうち「8」及び「11」以外の各欄を記載し、かつ、「減算」の「21」を記載し、これらの欄の記載に基づいて、別表十四 (一) を記載してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「加算」の「10」以下の空欄	(1) 法人が費用又は損失として経理した金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び当期の所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で法人が収益として経理しなかったもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。 (2) 措置法第 66 条の 6 《内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入》、第 66 条の 9 の 6 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入》又は平成 19 年改正前の措置法第 66 条の 9 の 2 第 1 項 《内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入》の規定による益金算入額（別表十七(二)「40」）は、措置法令第 39 条の 20 第 4 項等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象留保金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計 11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。
「納税充当金から支出した事業税等の金額 13」	別表五(二)の「事業税 36」から「39」までの金額の合計額を記載します。	別表五(二)の「損金不算入のもの 38」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 15」	法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。 なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 16」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているとしないにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及びみなし配当金額の 25%相当額の還付金額 (2) 欠損金の繰戻しによる還付金額 (3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額 (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 又は第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還	前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。 この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当す

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	付金額 (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 15」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額	る金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」の欄にそれぞれ記載します。
「減算」の「17」以下の空欄	(1) 確定した決算において費用に含まれていないもので当期の損金の額に算入すべきもの又は収益に計上されているもので当期の益金の額に算入しないもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。 (2) 措置法第 65 条の 2 の規定による収用換地等の場合の所得の特別控除額又は措置法第 65 条の 3 から第 65 条の 5 までの規定による特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（別表十(五)「18」、「33」、「38」又は「43」）は、措置法第 65 条の 2 第 10 項及び措置法令第 39 条の 3 第 7 項等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。 (3) 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。	税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託等に係る受託法人の収益の分配の損金算入額 34」	新信託法の施行の日前に終了する事業年度の場合は、「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額（別表十(七)「12」又は「35」34）」と読み替えて記載します。	
「非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 35」	(1) 合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。 (2) 分割型分割（適格分割型分割を除きます。）により分割承継法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。	譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得金額又は欠損金額 38」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。